

防府市地域防災計画の修正概要(案)

平成29年9月

防府市総務部防災危機管理課

防府市地域防災計画の主な修正事項について

項目	主な修正の概要(案)
1.関係法令の改正等に 伴う修正	① <u>避難情報の名称変更</u>
	② <u>想定し得る最大規模の降雨等への対応</u>
	③ <u>浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への対応</u>
	④ <u>土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への対応</u>
2.山口県地域防災計画 の改定に伴う修正	① <u>県における受援体制の整備によるもの</u>
	② <u>エコノミークラス症候群の予防対策</u>
	③ <u>被災者の住まい確保に関する対策</u>
3.その他所要の修正	① <u>「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災対策に係る取組</u>

1. 関係法令の改正等に伴う修正

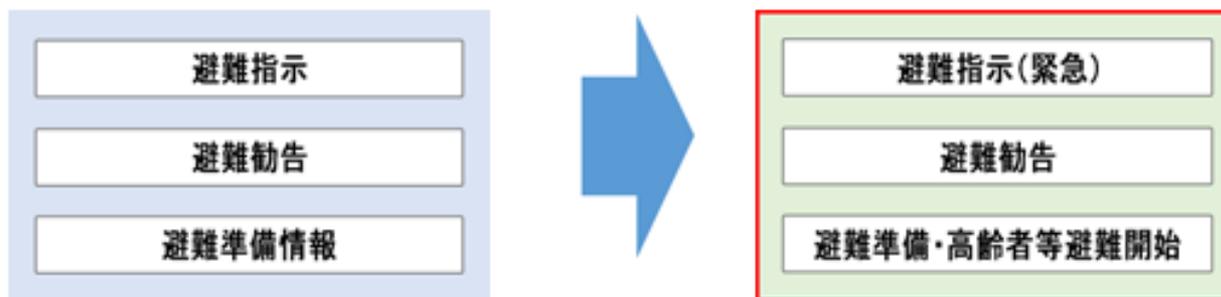
① 避難情報の名称変更

【経緯】

平成28年度の台風10号上陸の際、高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされ、避難勧告等に関するガイドラインを改定（内閣府 平成29年1月）

【防災計画の修正内容】

避難勧告等の名称変更 「避難指示→避難指示(緊急)」 「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」



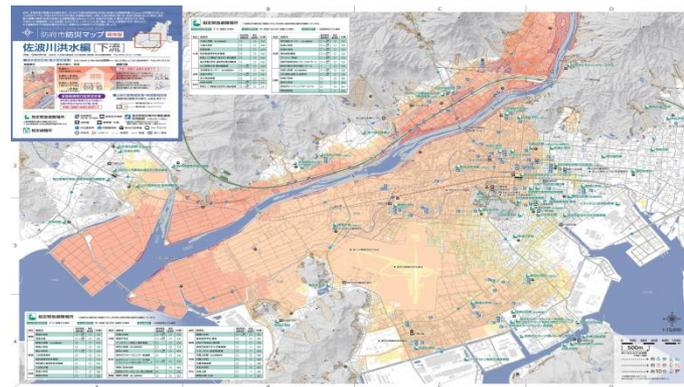
（共通編第2編第7章「避難体制の整備」ほか）

1. 関係法令の改正等に伴う修正

② 想定し得る最大規模の降雨等への対応

【経緯】

水防法の改正（平成27年5月）



【防災計画の修正内容】

◆想定し得る最大規模の降雨・高潮に係る浸水想定区域の指定、浸水深、浸水継続時間の公表や防災マップの取組について反映

・佐波川

平成28年5月30日に国土交通省が公表した想定し得る最大規模降雨に伴う佐波川洪水浸水想定区域の見直しに関する事項を反映

・柳川・馬刀川

今後、県知事が想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定したときは、防災マップを作成・配布する旨を規定

（風水害対策編第1編第2章「洪水・土砂災害・高潮及び雨水出水の想定」）

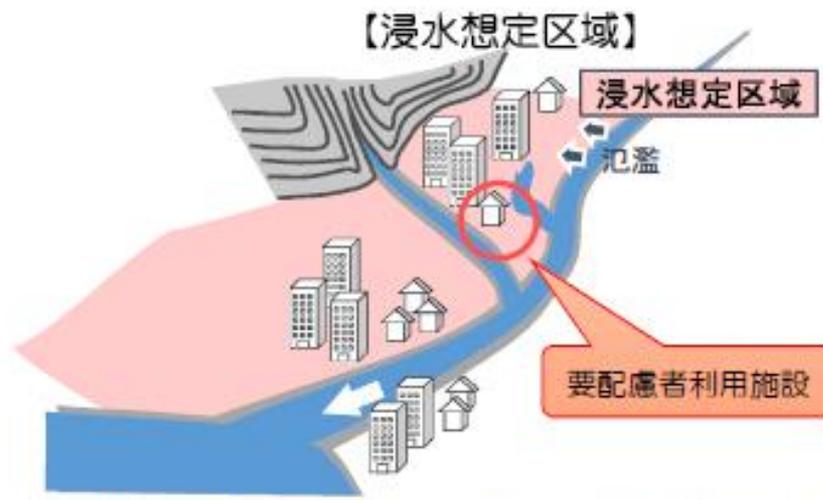
1. 関係法令の改正等に伴う修正

③ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への対応

【経緯】

水防法の改正（平成29年6月）

水防法の改正（平成27年5月）



【防災計画の修正内容】

◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について防災計画へ位置付ける

◆ 要配慮者利用施設への迅速な情報伝達について規定

（共通編第3編「第9章 要配慮者の支援」）

◆ 要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することについて規定（法改正により義務化）

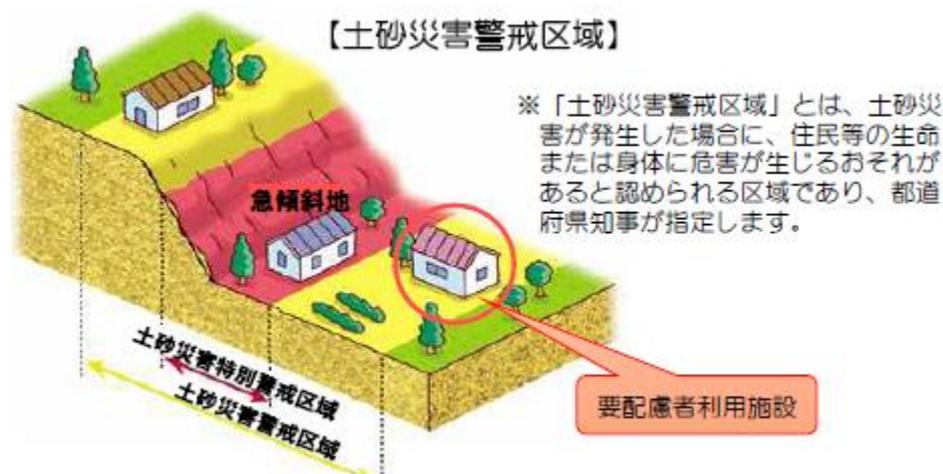
（共通編第2編第7章「避難体制の整備」）

1. 関係法令の改正等に伴う修正

④ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への対応

【経緯】

土砂災害防止法の改正
(平成29年6月)



【防災計画の修正内容】

◆要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することについて規定(法改正により義務化)

(共通編第2編第7章「避難体制の整備」)

2. 山口県地域防災計画の改定に伴う修正

① 県における受援体制の整備によるもの

(熊本地震を踏まえた防災対策の強化)

【経緯】

県が平成28年度に広域受援計画を策定したことにより、県による受援体制の整備に沿った規定をするもの

【防災計画の修正内容】

◆要配慮者支援体制の強化

広域的な福祉支援の実施に向けた県への応援要請を規定

(共通編第3編「第9章 要配慮者の支援」)

◆物資輸送拠点の確保

災害状況により輸送拠点が確保できないときは市外に輸送拠点を確保することについて規定

(共通編第3編第7章「緊急輸送計画」)

2. 山口県地域防災計画の改定に伴う修正

② エコノミークラス症候群等の予防対策

(熊本地震を踏まえた防災対策の強化)

【経緯】

熊本地震で、車中泊などに起因するエコノミークラス症候群が避難者に発生した

【防災計画の修正内容】

◆避難者に対する健康管理活動として、エコノミークラス症候群及び熱中症の予防対策について規定

(共通編第3編第16章「保健衛生・防疫活動」)

2. 山口県地域防災計画の改定に伴う修正

③ 被災者の住まい確保に関する対策

(熊本地震を踏まえた防災対策の強化)

【経緯】

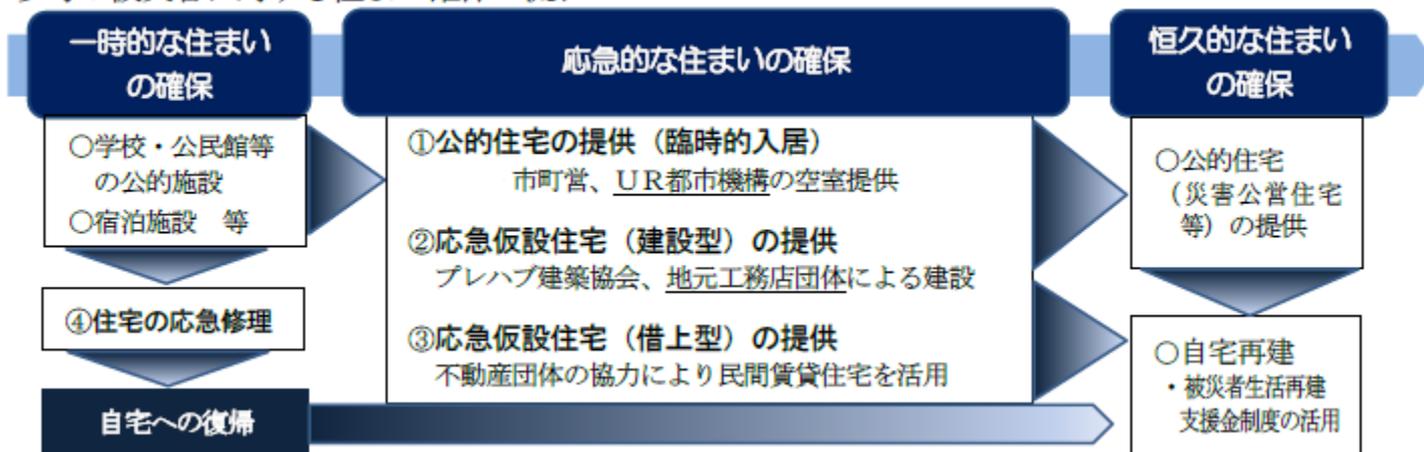
熊本地震で、応急仮設住宅建設候補地の選定不足、仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理を行う建設事業者の不足により避難生活が長期化

【防災計画の修正内容】

◆熊本地震に関連して県が応急住宅計画を大幅に見直したことに伴い修正を行うもの(関係団体との協定締結を反映させるとともに、①公的住宅、②建設型応急仮設住宅、③借上型応急仮設住宅、④住宅の応急修理について規定

(共通編第3編第12章「建物及び宅地の応急対策」)

<参考：被災者に対する住まい確保の流れ>



3. その他所要の修正

①「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災 対策に係る取組



【経緯】

佐波川水系において平成28年6月28日に国土交通省中国地方整備局、下関地方気象台、県、山口市及び防府市で構成する減災対策協議会を設置。

山口県管理河川は、平成29年3月24日に下関地方気象台、県及び防府市で構成する減災対策協議会を設置。

【防災計画の修正内容】

◆減災対策協議会における取組事項の反映

(風水害対策編第2編第4章「風水害からの予防・軽減対策」)

